後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

長期収載品の選定療養とは、令和6年度診療報酬改定により令和6年10月1日から 導入されている制度です。

(※長期収載品とは:後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品)

患者様の希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を、選定療養費(特別の料金)として患者様にご負担いただく仕組 みです。

対象となる医薬品

外来患者の院内処方、院外処方。

後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上を超える長期収載品。

対象外になる場合

医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合、後発医薬品の提供が困難な場合については"対象外"となります。

負担金額

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1。

※選定療養費には別途消費税も必要になります。

国立病院機構 都城医療センター

